

■ 答申 (JPRS-ADVRPT-2004001) への対応状況について

昨年度、「JPドメイン名の基本的手続に対する柔軟性の導入」として、次の2つの手続を導入することが妥当、という答申をいただきました。

1. JPドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける。
2. JPドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける。

これらについては、JPRSとして登録者・指定事業者からの意見をいただきつつ、サービスの向上の観点から前向きな導入検討を進めています。

答申の中で述べられている通り、これらの手続は基本的手続きに対する救済的な位置づけであるため、その適用は登録者に対して中立・公平である必要があります。これは、この手続を利用する登録者に対して、というだけでなく、この手続を利用しない登録者に対しても、ということになります。

また、JPドメイン名の登録から廃止までのライフサイクルに関係する手続となるため、JPドメイン名の登録管理に関する他の手続や制度との関係・干渉の検証を行っています。この点は、サービスを提供するシステムの実装の観点からも十分な検討が必要です。

以上のことを含め、これらの手続の導入に向けて、次の点を検討しています。

- 他の手続・制度との関係・干渉
- 手続を受け付ける期間や、その後の挙動
- 手続への課金
- JPドメイン名の登録規則上の取り扱い
- gTLDなど他のドメイン名の制度との差異

現在 JPRS では、JPドメイン名のライフサイクルを含めた、サービスとシステム全体の再検証を進めていますが、この動きの中に、答申としていただいた方針を反映し、JPドメイン名のサービス向上に役立てていく予定です。

以上